

## 天理市メガソーラー施設設置事業に係る企画提案募集要項

### 1 提案募集の目的

東日本大震災による原子力の安全性問題に端を発した日本の電力不足は、代替エネルギーの一つとして再生可能エネルギーをクローズアップさせました。その中でもメガソーラー発電は、火力発電や原子力発電に比べて環境負荷が極めて低いシステムであるとともに、広大な土地に比較的容易に発電施設を設置できることから、多くの自治体が遊休地の有効利用の一環として積極的にメガソーラー事業の誘致を行っています。

そこで、天理市においても、メガソーラー事業を展開する民間事業者に市有地の貸付けを行うことで、市に存する遊休地の有効活用を行うと同時にクリーンエネルギーの発展に寄与することとしました。

本要項は、民間事業者から市有地を活用したメガソーラー施設の設置に関する企画提案を募集し、最優秀提案者と天理市の間で賃貸借契約を締結することを目的にします。

### 2 募集概要

#### (1) 貸付予定地

別添「現況写真」のとおりです。

○ 所在地：奈良県天理市福住町5498番地 他67筆

○ 面積：約43ha

## (2) 募集対象

募集対象は、貸付予定地に係るメガソーラー施設設置事業を実施するための企画、設計、建設、設置及び管理運営等に関する提案とします。

## (3) 提案の実施主体

メガソーラー施設の設置及び運営を行う事業者（連合体を含む。）が自ら提案を行うことを基本としますが、提案後に子会社又は新会社を設立する場合も提案を認めます。

## (4) 事業目的

メガソーラー施設の設置事業とします。

## (5) 提示条件

- ① 貸付予定地の賃貸借契約期間は、平成25年度固定価格買取制度による買取期間（20年）と事業者の提案する工事準備期間及び設備撤去期間等を合計した期間とします。なお、発電事業の延長に伴う契約期間の延長については、契約期間満了の1年前までに賃貸借契約の再契約について市へ申出を行い、双方で協議をすることとします。
- ② 貸付予定地の賃借料は事業者からの提案によるものとします。
- ③ 工事準備から設備撤去までに要する費用はすべて事業者の負担とし、本事業を実施するに当たり天理市の負担が生じない提案だけを選定対象とします。
- ④ 賃貸借契約の対象は貸付予定地全体であり、その一部の貸付は行い

ません。

- ⑤ 貸付予定地内の樹木の伐採については、希少植物の保護を十分に行うとともに、周辺の土地への土砂流出を防止する策を講じることとします。
- ⑥ 排水路、立入防止柵、隣地との境界柵など必要な措置は事業者の負担と責任で行うこととします。
- ⑦ 発電設備工事については、市内事業者への発注をできるだけ優先してください。
- ⑧ 除草、パネル清掃等の維持管理業務については、市内事業者への業務委託をできるだけ優先してください。
- ⑨ メガソーラー施設は、契約期間の終了までに、事業者の負担と責任において撤去することとします。
- ⑩ 本事業を実施するにあたっての地元住民への説明は、事業者の責任において十分に行うものとする。

#### (6) 関係法令に基づく申請及び諸手続き

本事業実施に係る許認可等の手続きは、本契約締結の前後にかかわらず、全て事業者の責務で行ってください。なお、「独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構」が自身のHPで「大規模太陽光発電の手引書」を公開していますので参考にしてください。

★アドレス：<http://www.nedo.go.jp/library/mega-solar.html>

### 3 スケジュール

- (1) 募集要項の配布 6月28日(金)
  - (2) 応募登録申込期限 7月1日(月)～8日(月) 17時まで
  - (3) 現地説明会 7月16日(火)及び17日(水)
  - (4) 質問受付 7月1日(月)～19日(金) 17時まで
  - (5) 質問への回答 7月26日(金)
  - (6) 企画提案書提出期限 8月2日(金) 17時まで
  - (7) 1次審査(書類審査) 8月上旬
  - (8) 2次審査(プレゼンテーション) 8月中旬
  - (9) 審査結果の通知 8月中(予定)
  - (10) 協定締結 8月中(予定)
- } 日時等は別途通知します。

### 4 応募資格

- (1) 応募者について、メガソーラー施設設置事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。
- (2) 複数の企業等で構成する連合体による応募の要件は、次のとおりです。
  - ① 応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等(以下「代表者」という。)をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
  - ② 提案施設の所有及び管理の主体を一元化すること。
- (3) 企画提案書の提出日現在において、次のいずれにも該当すること(応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが該当すること。)
  - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - ② 次の申立てがなされていないこと。
    - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
    - イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
    - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次に該当しない者
  - ① 役員等が暴力団による不平等な行為の防止等に関する法律(平成3年

法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

- ② 暴力団（暴力団員による不等な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる者

## 5 応募登録

本要項に基づき企画提案を希望する場合は、次のとおり事前に登録するものとします。登録期間を過ぎての申込みは受け付けませんのでご注意ください。

- (1) 提出様式 登録申込書（様式1）
- (2) 受付期間 平成25年7月1日（月）～8日（月） 17時まで
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 天理市企画政策課行政経営係  
E-mail: kikaku@city.tenri.nara.jp  
電話：0743-63-1001（内線：462）

## 6 現地説明会

現地説明会の詳細は、応募登録された事業者あてに別途ご案内します。

## 7 質疑応答

この募集要項及び現地説明会での説明内容に関する質疑は、次の方法で行っ

てください。

- (1) 提出様式 質問書（様式2）
- (2) 受付期間 7月1日（月）から7月19日（金）17時まで
- (3) 提出方法 電子メール  
件名「（企業名）天理市メガソーラー事業に関する質問」
- (4) 提出先 天理市 市長公室 企画政策課 行政経営係  
E-mail: kikaku@city.tenri.nara.jp  
電話：0743-63-1001（内線：462）
- (5) 回答 提出された質問への回答は、応募登録をされた全事業者に対して、7月26日（金）に電子メールで行います。

## 8 企画提案書の提出

- (1) 受付期間及び提出方法
  - ① 受付期間 平成25年7月26日（金）～8月2日（金）  
9時から17時まで ※必着
  - ② 提出方法 持参又は郵送
  - ③ 提出先 天理市 市長公室 企画政策課 行政経営係  
〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地
- (2) 提出書類
  - ① 企画提案書（様式3）
  - ② 企画提案の概要（様式4）
  - ③ 法人（連合体）の概要（様式5）
  - ④ 発電事業計画書（様式6）
  - ⑤ 地域貢献に関する提案（様式7）
  - ⑥ その他、各様式内で指定する附属添付書類
- (3) 提出部数等  
原本1部及びコピー13部
- (4) その他
  - ① 応募登録を行わなかった場合及び現地説明会に参加しなかった場合

は、企画提案書を提出できません。

- ② 応募登録を行ったが企画提案書を提出しない場合は、企画提案辞退届（様式8）を8月2日（金）17時までにメールにて提出してください。

## 9 審査方法等

### （1）審査方法

提出された企画提案書について、天理市が設置する天理市メガソーラー施設設置事業に係る企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査（第1次審査）を行い、優秀提案者（3社程度）を選定します。第2次審査は、選定委員会において、事業者によるプレゼンテーションを実施し、最も優れた企画を提案した事業者を協定締結の相手方に選定します。

### （2）審査基準

別添「審査基準表」のとおりですが、詳細については公表しません。

### （3）第2次審査について

- ① 説明時間は、1事業者当たり30分とし（事業者のプレゼンが15分、質疑応答が15分）、4名まで出席可能です。
- ② パソコンを用いて説明する場合、パソコンは事業者が持参してください（スクリーン及びプロジェクターは市で用意します）。
- ③ ヒアリングの時間・会場は、該当者に直接連絡します。

- （4）審査結果については、第1次審査及び第2次審査ともに書面により通知（連合体で応募した場合は、代表者に通知）し、第2次審査については、応募状況や結果の概要を天理市のホームページで公表します。

## 10 協定相手の決定

市長は、選定委員会の審査結果に基づき、最優秀企画提案者と貸付予定地の賃貸借にかかる協定を締結します（当該提案者に事故等があり、協定締結が不可能となった場合は、次点の提案者を協定相手とします。）。

そして、協定締結後は、事業者において速やかにメガソーラー施設の設置に関する諸手続きを行った上で、本市との間で貸付予定地の賃貸借契約を締結するものとします。

## 11 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格となりますのでご注意ください。

- (1) 提出書類に、虚偽の記載をした場合
- (2) 「4 応募資格」の(3)の①～②に該当しないことが判明した場合及び(4)の①～⑤に該当することが判明した場合
- (3) 本要項の公表後に、企画提案に関して、個別に選定委員との接触があった場合

## 12 留意事項

- (1) 企画提案について

本企画提案については、特に指示がない限りは、本市の指定する様式により行うものとします。

- (2) 天理市からの提示資料の取扱い

天理市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

- (3) 提案書類の取扱い

応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属しますが、提出された全ての書類は、返却いたしません。

- (4) 応募者の複数提案の禁止

応募者が複数の提案を行うことはできません。

- (5) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

- (6) 送電の系統連系

本提案募集に、電力会社は関与しておりません。送電への系統連系に係る関西電力株式会社への申し込みは、事業者が行ってください。



(7) 通信事故

電子メール等の通信事故について、天理市は一切の責任を負いません。

(8) 作成に用いる言語等

本企画提案の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法とします。

(9) 優遇措置などについて

本事業を実施するに当たっては、天理市からの補助金の交付や減税などの優遇措置は一切ありません。特に、設置するソーラーパネル等に対しては固定資産税（償却資産税）が賦課されることを申し添えます。

**13 担当窓口**

天理市 市長公室 企画政策課 行政経営係

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地

E-mail: kikaku@city.tenri.nara.jp

電話：0743-63-1001（内線：462）